

平成28年度第2回二宮町防災会議次第

日時：平成29年2月24日（金）
10時00分から

場所：二宮町役場庁舎2階
第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 二宮町地域防災計画（改訂案）について 【資料1】
【資料2】
【資料3】
- (2) その他

4 閉 会

配布資料

- 【資料1】二宮町地域防災計画改定について
【資料2】二宮町地域防災計画改定案(H28.12)に対する関係機関意見
【資料3】二宮町地域防災計画改定案(H28.12)に対する庁内意見

参考資料

- 二宮町防災ガイドブック・二宮町ハザードマップ

平成28年度第2回二宮町防災会議委員出席者名簿

(敬称略)

職名	機関名称	役職名	氏 名	代理出席
会長	二宮町	町長	村田 邦子	
委員	農林水産省関東農政局 神奈川支局 総括農政推進官	総括管理官	北村 麗子	
委員	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署	署長	和田 聰明	代理 次長 石黒 進一
委員	神奈川県湘南地域県政総合センター	所長	太田 良勝	
委員	神奈川県平塚土木事務所	所長	小内 薫	代理 副所長 渡邊 智幸
委員	神奈川県平塚保健福祉事務所	所長	南出 純二	代理 副所長 飯塚 洋史
委員	神奈川県企業庁平塚水道営業所	所長	渡部 茂樹	
委員	神奈川県大磯警察署	署長	磯野 正彦	代理 警備課長 浅見 敏幸
委員	二宮町	副町長	長尾 秀美	
委員	二宮町	部長	安部 健治	
委員	二宮町教育委員会	教育長	府川 陽一	
委員	二宮町	消防長	小熊 朗	
委員	二宮町消防団	団長	池田 昌隆	
委員	東日本電信電話株式会社 神奈川西支店	支店長	岡村 浩之	代理 総括担当課長 長橋 和弘
委員	東日本旅客鉄道株式会社 国府津駅	駅長	成田 努	
委員	神奈川中央交通株式会社 平塚営業所	所長	鈴木 清彦	代理 助役 鈴木 圭太
委員	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社	支社長	杉本 順	代理 次長 加藤 哲也
委員	中日本高速道路株式会社 東京支社 小田原保全・サービスセンター	所長	二村 慎	代理 総務企画担当課長 野口 彰宏
委員	日本郵便株式会社二宮郵便局	局長	久保田 浩巳	
委員	二宮町地区長連絡協議会	会長	矢島 篤造	
委員	小田原ガス株式会社	取締役社長	原 正樹	代理 供給グループ管理チーム 課長代理 梶 信弘
委員	中郡医師会二宮班	班長	工藤 成樹	欠席
委員	陸上自衛隊第4施設群	群長	吉春 隆史	代理 第3科長 潤口 裕英
委員	二宮建設協力会	会長	高宮 松藏	

今回委嘱状交付者

事務局

政策総務部防災安全課長	西山 哲也
政策総務部防災安全課 危機管理班長	荻野 真生
政策総務部防災安全課 危機管理班	原 邦成

平成28年度 二宮町防災会議 席次表

平成29年2月24日(金) 午前10時00分

二宮町役場庁舎2階 第1会議室

二宮町副町長	二宮町長 (会長)	二宮町教育長	
防災安全課 西山課長			陸上自衛隊 第4施設群長
防災安全課 荻野班長	二宮町 地区長連絡 協議会長		関東農政局 神奈川支局 総括農政推進官
防災安全課 原 課員	二宮町 政策総務部長		海上保安庁 湘南海上 保安署長
	二宮町消防長		湘南地域県政 総合センター所長
	二宮町 消防団長		平塚土木事務所長
	二宮 建設協力会長		企業庁 平塚水道 営業所長
	日本郵便㈱ 二宮郵便局長		平塚保健福祉 事務所長
	神奈川 中央交通㈱ 平塚営業所長		大磯警察署長
	中日本高速道路㈱ 小田原保全・サー ビスセンター所長		東京電力 パワーグリッド㈱ 平塚支社長
	東日本旅客鉄道㈱ 国府津駅長	小田原ガス㈱ 取締役社長	東日本電信電話㈱ 神奈川西支店長

傍聴席

入口

二宮町地域防災計画改訂について

【今回の改訂趣旨】

- 改訂県地域防災計画との整合
- 地震被害想定内容の更新
- 土砂災害計画区域等(イエローゾーン・レッドゾーン)の指定を踏まえた、災害予防計画・災害応急対策計画の見直し
- 前回改訂後の県防災会議幹事意見の反映
- 災害別避難所等の指定
- 町行政改革に伴う組織改編への対応

【改訂（修正）案に向けた意見聴取について】

意見聴取対象	期間	意見等
一般(パブリックコメント)	H28.12.13～H29.1.13	無
県及び県防災会議幹事	H28.12.13～H29.1.26	資料2
町防災会議委員	H28.12.13～H29.1.13	資料2
町職員	H28.12.13～H29.1.13	資料3

【主な改訂内容】

- ① 神奈川県地域防災計画(地震災害対策計画)の修正に伴う修正
 - ・県地域防災計画の修正内容の反映(全体的な用語の修正、追記事項の反映等)
 - ・平成27年5月に発表された「神奈川県地震被害想定調査報告書」の反映
- ② 土砂災害警戒区域等指定への対応
 - ・土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策等を反映した災害予防計画及び災害応急対策計画の修正
- ③ 神奈川県防災会議幹事会からの現計画に対する意見への対応
 - ・用語及び語句の修正
 - ・組織及び所管部署名修正
 - ・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の修正
 - ・災害情報共有システム(Lアラート)の追記

④ 災害対策基本法改正（災害別避難所等の指定）への対応

- ・「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の指定及び避難対策・整備運営等に係る事項の追記

⑤ 二宮町機構改革への対応

- ・町の機構改革に伴う、所管部署名や業務内容等の修正

⑥ 町防災会議委員及び県防災会議幹事等からの改訂案への意見への対応

- ・県が指定する緊急輸送道路と町が指定する同趣旨の道路との明確な区別
→明確な区分ができるよう表及び語句を修正
- ・住宅の応急修理及び障害物の除去活動を計画に盛り込むとともに、応急仮設住宅の供給に関する事項の区分けと充実化
→「避難所の設置・運営」を「避難対策」とし、「(9) 応急仮設住宅等」を新たに設け、計画内容を充実化するように修正
- ・生活必需品等に関する事項について、女性配慮を加える
→配布方法や備蓄スペース等について、女性配慮について明文化するよう修正
- ・用語及び語句の修正
- ・防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱の修正
- ・現行の初動指針や事務分掌に合わせた担当部署の位置及び修正 など

※風水害等被害対策編については、地震被害対策編に準じて改訂しています。

※防災マップの更新(防災マップと防災冊子の2部構成)

【二宮町地域防災計画改訂案（H28. 12）に対する関係機関意見】

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱	関係機関
1-4 <総-13>	【日本郵便㈱（二宮郵便局）】 (7) 災害時ににおける郵便業務の確保 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無料料金交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援団	【日本郵便㈱（二宮郵便局）】 (7) 災害時ににおける郵便物の送達の確保 (1) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 (2) 被災者に対する郵便物はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 (1) 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 (2) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 (3) 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資	意見のとおり修正。	日本郵便㈱ 神奈川郵便局
2-2(3) <総-23>	○県では、…緊急輸送道路（362路線）を指定… ○なお町は、町道316号線を第二次緊急輸送道路を連結する路線として位置づけます。 表) ■二宮町における緊急輸送道路 及び緊急輸送道路（第二次緊急輸送道路を連結する路線）：町道316号線	※緊急輸送道路は、貴町が単独で指定するものではなく、神奈川県内の道路管理者や警察、自衛隊、防災部局等で構成された「神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会」で計画し指定されます。従つて、各市町村が同趣旨の道路を独自で指定する場合は、その名称を「町指定緊急輸送道路補完道路」などとするなど、「緊急輸送道路」と区別	意見を踏まえ以下とのおり修正。 ○県では、…緊急輸送道路（363路線）を指定… ○なお町では、…緊急輸送道路を第二次緊急輸送道路を連結する路線としては、町道316号線を第二次緊急輸送道路を連結する路線として位置づけます。 表) ■二宮町における緊急交通路及び緊急輸送道路	神奈川県 国土整備局 道路管理課
2-1(4) <地-9>	(4) 自然災害回避（アボイド）行政の推進	※県が積極的に情報提供することを想定した記載であるならば修正（アボイド）更新予定なし。	現行の県計画と同じタイトルに修正。 (4) 危険を回避した土地利用	神奈川県環境廳 政局総務室
2-2(2) <地-10>	○ 防災まちづくりの一環として広域避難地※などの防災機能を兼ねた公園を整備するとともに、緩衝地帯として防災効果の高い公園の整備に努めます。	※広域避難地を「広域避難場所」「指定緊急避難場所」とできないか？（用語の整理）	以下のようになります。防災まちづくりの一環として、防災機能を兼ねた公園等を整備するとともに、緩衝地帯として防災効果の高い公園等の整備に努めます。	神奈川県 安全防災局 災害対策課
2-3(1) <地-11>	○現在、…これから、避難時には、町職員、消防職・団員、警察官等の誘導指示で安全な道路を利用して避難する…	○現在、…これから、避難時には、町職員、消防職・団員、消防官等の誘導指示で安全な道路を利用して避難する…	意見のとおり修正。	神奈川県 警察本部
2-4(3) <地-13>	○津波発生時における適切な避難対策を実施するため、新たな津波浸水想定図を踏まえ、指定緊急避難場所…	※津波浸水想定図という表現が突然記載されているが、前章等で津波浸水想定図の説明等が必要ではないか？	意見を踏まえ、注釈にて対応。 ※津波浸水想定	神奈川県 国土整備局 砂防海岸課
2-4(3) <地-13>	○消防職・団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の…	○町職員、消防職・団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者の…	意見のとおり修正。	神奈川県 警察本部

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する関係機関意見】

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱 関係機関	
2-5(2) <地-14>	(2)急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 ○急傾斜地や、…切土や立木の伐採等の有害行為を制限します。	(2)急傾斜地崩壊危険区域の災害防止 ○急傾斜地や、…切土や立木の伐採等の行為の制限を行います。	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 砂防海岸課	
2-5(3) <地-14>	○県は、山地災害の危険性の高い保育林指定地から計画的に治山事業を進めますが、町は、その事業の推進に協力します。	○県は、保育林のうち、山地災害の高いところから計画的に治山事業を進めますが、町は、その事業の推進に協力します。	意見のとおり修正。 神奈川県 環境整備局 総務室	
2-6(3) <風-10>	○二宮町の上水道は、県企業庁が給水していますが、県企業庁は、上水道施設の安全性向上のため、浄水場、配水池などの主要水道施設及び管路の耐震化を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制のなどを行っています。	○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、安全で良質な水の安定的な供給のため、浄水場、配水池などの主要水道施設及び管路の耐震化を進めるとともに、関係事業者間の連携、応急給水体制の整備などをを行っています。	意見のとおり修正。 神奈川県企業庁 平塙水道営業所	
2-6(1) <地-15>	○二宮町の上水道は、県企業庁が給水していますが、県企業庁は、上水道施設の安全性向上のため、浄水場、配水池などの主要水道施設及び管路の耐震化を進めるとともに、関係事業者間の連携、応援協力体制のなどを行っています。	○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、安全で良質な水の安定的な供給のため、浄水場、配水池などの主要水道施設及び管路の耐震化を進めるとともに、関係事業者間の連携、応急給水体制の整備などをを行っています。	意見のとおり修正。 神奈川県 安全防災局 工業保安課	
2-8(1) <風-12>	○記載なし	○記載なし	意見のとおり修正。 神奈川県 安全防災局 工業保安課	
2-6(4) <地-15>	○記載なし	(1)建築物の耐震化 ○民間建築物の…、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努め、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と…、既存木造建造物の耐震診断… ○公共施設は、…施設の耐震化・不燃構造化とするよう努めます。	(1)建築物の耐震化等 ○民間建築物の…、適切な耐震補強方法の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努め、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と…、既存木造建築物の耐震診断… ○公共施設は、…施設の耐震化・不燃構造化とするよう努めます。	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 総務室
2-8(4) <風-12>	○記載なし	○民間建築物の耐震化等 ○民間建築物の…、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努め、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と…、既存木造建造物の耐震診断… ○公共施設は、…施設の耐震化・不燃構造化とするよう努めます。	○民間建築物の耐震化等 ○民間建築物の…、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努め、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と…、既存木造建築物の耐震診断… ○公共施設は、…施設の耐震化・不燃構造化とするよう努めます。	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 総務室
2-9 <地-18>	(1)建築物の耐震化 ○民間建築物の…、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努めるとともに、避難地、避難経路等の周辺建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と…、既存木造建造物の耐震診断… ○公共施設は、…施設の改修やRC構造等の耐震性、不燃化への補強・補修等を行います。その他の公共施設も極力耐震・不燃化構造とするよう努めます。	○窓ガラス…落下被害が予測されるここから、町では行政の対応策として、設置に震災対策の観点から的人的被害防止措置や飛散防止措置等の啓発に努めます。 ○ロック錠、自動販売機等の転倒防止対策は、原則として所有者・管理業者等が行わなければならないものですが、町では行政の対応策として、生け垣の推進、自動販売機の転倒防止のための固定措置など必要な地震防災対策の啓発に努めます。	○窓ガラス…落下被害が予測されるここから、震災対策の観点から、町は人的被害防止策や飛散防止措置等の啓発に努めます。 ○ロック錠、自動販売機等の転倒防止対策は、原則として所有者・管理業者等が行わなければならないものですが、町では行政の対応策として、生け垣の推進、自動販売機の転倒防止のための固定措置など必要な地震防災対策の啓発に努めます。	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 総務室
2-9(2) <地-18>	○窓ガラス…落下被害が予測されるここから、町では行政の対応策として、設置に震災対策の観点から的人的被害防止措置や飛散防止措置等の啓発に努めます。 ○ロック錠、自動販売機等の転倒防止対策は、原則として所有者・管理業者等が行わなければならないものですが、町では行政の対応策として、生け垣の推進、自動販売機の転倒防止のための固定措置など必要な地震防災対策の啓発に努めます。	○窓ガラス…落下被害が予測されるここから、震災対策の観点から、町は人的被害防止策や飛散防止措置等の啓発に努めます。 ○ロック錠、自動販売機等の転倒防止対策は、原則として所有者・管理業者等が行わなければならないものですが、町では行政の対応策として、生け垣の推進、自動販売機の転倒防止のための固定措置など必要な地震防災対策の啓発に努めます。	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 総務室	
2-9(3) <地-18>	○建物の防火対策として、町は県と連携して感電ブレーカー…の…	○建物の防火対策として、町は県と連携して感電ブレーカー…の…	意見のとおり修正。 神奈川県 国土整備局 総務室	
3-1(3) <地-20>	○県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、応急活動の拠点となる施設などへの太陽光発電その他導入を推進します。	※県の「再生可能エネルギー等導入推進基金市町村施設導入費補助金」を前提に記載しているならば削除が適当。国の補助はH28年度にて終了。県地域防災計画においても削除予定。	意見のとおり削除。 神奈川県 産業労働局 総務室	
3-2(3) <風-15>				

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する関係機関意見】

章節 (頁)	改訂案	関係機関意見	意見取扱 関係機関
3-3(2) <地-21>	○消防本部は、…、通信困難や停電などが生じる災害時にも、救急救命士が対応できる、県が進める救命情報システムを、町及び医師会(中郡医師会二宮班・平塚歯科医師会二宮地区)・平塚中郡薬剤師会二宮地区など関係機関と共同して構築します。また、…。	※消防課で医師会に委託して実施している「救命情報システム」について記載しようとされているのか、医療課で検討している「救急医療情報システム」について記載しようとされているのかわかりづらいで整理。	神奈川県 安全防災局 消防課
3-3(2) <風-16>		以下のように修正。 ○消防本部は、…、県及び町、医師会(中郡医師会二宮班・平塚歯科医師会二宮地区)・平塚中郡薬剤師会二宮地区など関係機関と連携し、災害時にも対応できる体制とします。	神奈川県 安全防災局 工業保安課
3-8(1) <地-29>	表)■飲料水、食料及び生活必需物資等の確保・供給対策 生活必需品の確保方法 ・二宮町商工会、二宮町商店連合協同組合、協定締結店舗等に要請し調達	意見のとおり修正。	神奈川県 安全防災局 工業保安課
3-8(1) <風-24>	○町は、県の指定する緊急輸送道路を連絡する路線を位置づけ、緊急輸送道路の指定に努めます。	意見を踏まえ以下のとおり修正。 ○町は、町で位置づけた第二次緊急輸送道路を連絡する路線の、緊急輸送道路への指定に向けた取り組みを行います。	神奈川県 国土整備局 道路管理課
3-11(1) <地-33>		意見を踏まえ以下のとおり修正。 ○町は、緊急輸送道路との区別 (総-23への意見と同じ)	神奈川県 平塚水道営業所
3-13(1) <地-35>	○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、県内水道事業者などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような態勢を必要に応じて見直しておられます。また、災害時に必要な災害用備蓄材を保有しています。また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう必要な対策を進めます。また、災害時に配慮するよう必要な対策を進めます。また、災害時ににおける水道水の安定供給を確保するほか、災害時に備蓄材の備蓄を進めています。	意見(計画課・平塚水道営業所)を踏まえ、以下のとおり修正。 ○二宮町の上水道は、県企業庁が給水しています。県企業庁は、県内水道事業者などとの相互応援協定に基づき、実践的な対応が可能となるような態勢を必要に応じて見直しておられます。また、災害時に必要な災害用備蓄材を保有しています。また、災害時には医療機関や社会福祉施設、避難所など防災上重要な建築物に配慮し、早期に復旧するよう必要な対策を進めます。また、災害時ににおける水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への自家発電機の整備を行っています。	神奈川県企業庁 企画課
3-13(1) <地-35>	○二宮町の上水道は、…。また、…早期に復旧するよう対策を進めています。	○二宮町の上水道は、…。また、…早期に復旧するよう対策を進めています。	神奈川県 企業計画課
3-15(1) <地-38>	○災害発生時の…実施します。また、全国から派遣される緊急消防援助隊の受援体制を確立します。なお、…。	※全国から派遣される緊急消防援助隊のほか、県内から派遣される県消防庁救援隊の受援体制も考慮。	神奈川県 安全防災局 消防課
3-14(1) <風-32>		以下のように修正。 ○災害発生時の…実施します。また、全国から派遣される緊急消防援助隊の受援体制を確立します。なお、…。	神奈川県 県民局総務室
地-43・67・ 68・130 風-37・63 64	①保育園 ②保育園児 ③学童保育所 ④園児	意見のとおり修正。	

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する関係機関意見】

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱 関係機関
4-1(1) <地-47>	表)■津波情報の伝達	表)■地震情報の種類 ※地震情報の種類へ変更	横浜地方気象台
4-2(1)2) <地-52> 4-5(1)2) <風-48>	○消防署は、…。また、町の区域を超えて広域的な消防部隊の応援要請を必要とする場合は、神奈川県災害時広域受援計画によります。	※神奈川県災害時広域受援計画の最終修正はH26.3であり、そうすると同計画上は「神奈川県内消防広域応援実施計画等」が反映されていないため、修正。	神奈川県 安全防災局 消防課
4-3(1) <地-53> 4-6(1) <風-50>	避難勧告、避難指示及び避難準備情報	※H28.12.26通知を反映した名称変更	以下のように修正。 ■地盤情報の伝達：残す ■地震情報の種類：新規追加
4-2(2)3) <地-53>	表)■重症・重篤患者に対する対応 イ緊急消防援助隊派遣部隊の救急車やヘリコプターによる搬送	1 県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊派遣部隊の救急車やヘリコプターによる搬送	以下のように修正。 ○避難準備...高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示(緊急)
4-3 <地-54>	4-3. 避難所の設置・運営	※住宅の応急修理及び障害物の除去活動を行うことなどない。	意見のとおり修正。
4-6 <風-50>	4-6. 避難対策	※応急仮設住宅の供給に関する計画が「避難所」という力子ゴリーの中にあるが、「住宅対策」という力子ゴリーを新たに立てるとともに、計画内容を充実化させた方が望ましい。	・地盤編はタイトルを修正 ・現行の県計画と同様に、両編とも本筋に新たに以下を設ける。 (9)応急仮設住宅等 ○町は県や関係団体等と連携を図り、 応急仮設住宅の提供や入居者募集 及び運営管理等を実施します。 ○災害救助法が適用されたときは、県は町と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理等ができるものに対し、日常生活に必要最小限度の部分について応急修理等を行います。
4-3 <地-54>	○町は、…浸水が予測される区域、土砂災害危険箇所等の所在、…	○町は、…浸水が予測される区域、土砂災害危険箇所等の所在、…	意見のとおり修正。
4-3(1) <地-55> 4-6(1) <風-51>	表)■警戒区域の設定権者 消防法第36条第7項	※H24改正 消防法第36条第8項	意見のとおり修正。
4-4(3)2) <地-61> 4-7(3)2) <風-57>	○町は、警察、警察協力医、平塚歯科医師会二宮地区、…	○町は、警察、医師会(中郡医師会二宮地区、…会二宮地区)、…	意見のとおり修正。
			神奈川県 警察本部

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する関係機関意見】

章節 (頁)	改訂案	関係機関意見	意見取扱	関係機関
4-4(3)(3) <地-61> 4-7(3)(3) <地-61>	○町が行う遺体収容や県が行う不明者の捜索は、大磯警察署を含む県警察と協議しながら進めます。 ○町は、警察署等の協力を得て、検視… ○町は、検視や検索を終えた…	○町が行う遺体収容や県が行う不明者の捜索は、大磯警察署を含む県警察と協議しながら進めます。 ○町は、警察署等の協力を得て、調査・検視… ○町は調査・検査・検索を終えた…	意見のとおり修正。	神奈川県 警察本部
4-5(3) <地-65> 4-8(3) <風-61>	表)■生活必需品等に関する事項 被災者への配布方法 ○物資部は、食品の配付…、次の点に留意して配布	※女性配慮を加えることが望ましい。	○町は、食品の配付…、次の点に留意して配布 ※お、女性用品については、女性の担当者からの配布、女性専用スベーラスや女性トイレに常備しておくなど、配布方法を工夫する。	神奈川県 県民局総務室
4-11(3) <地-81>	記載なし (削除)	2)日本郵便㈱(二宮郵便局の措置) ※復活	意見のとおり修正。	日本郵便㈱ 神奈川郵便局
4-12(1) <地-82>	表)■応援要請の種別	※以下を追加 上段：神奈川県内消防広域応援実施計画 下段：神奈川県下消防相互応援協定	意見のとおり修正。	神奈川県 安全防災局 消防課
4-15(1) <風-78>		※広域応援部隊には、県消防広域応援隊もあるため、考慮が必要	○町は、…、広域応援部隊(自衛隊、県消防広域応援隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊)等の受入体制を整えます。	神奈川県 安全防災局 消防課
4-12(5) <地-83>	○町は、…、広域応援部隊(自衛隊、広域緊急救援隊、緊急消防援助隊)等の受入体制を整えます。	※計画道路が、都市計画道路を示している場合には、「都市計画道路」などの表現の方が適切ではないか?	○町は、…、広域応援部隊(自衛隊、県消防広域応援隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊)等の受入体制を整えます。	神奈川県 県土整備局 総務室
4-15(5) <風-79>		※計画道路が、都市計画道路を示している場合には、「都道」及び県は、…復旧・復興方針を作成します。	現行の県計画も同じ記述であるが、計画道路以降を削除。 ○町及び県は、…復旧・復興方針を作成します。	神奈川県 県土整備局 総務室
5-5(2) <地-98>	表)■本格復旧・復興に向けた分野別方針 道路施設	○町及び県は、…復旧・復興方針を作成しますが、計画道路は…再検討します。	○東海地震予知情報が…体制をとり、情報の受伝達及び必要な…備えます。	横浜地方気象台
5-5(2) <風-90>		○東海地震予知情報が…体制をとり、情報の受伝達及び必要な…備えます。	○東海地震予知情報が実施すべき東海地震に備えます。	神奈川県 警察本部
6-3(1)(4) <地-113>	警戒宣言の発令に備えて、必要な…備えます。	○大磯警察署が実施すべき東海地震に備えます。	意見のとおり修正。	横浜地方気象台
6-10(3) <地-122>	○大磯警察署が実施すべき東海地震に備えます。	○東海地震に係る危惧…防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。	意見のとおり修正。	神奈川県 警察本部
1-2(2)(2) <風-4>	○箱根火山の噴火の…。その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、…での噴気活動があげられます。 ○気象庁では、箱根山の噴火警戒レベルは「1(平常)」とされています。最近では特に2001年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたり、約16,000回の地震が観測されました。	○東海地震に係る危惧…防止するため、次の活動により社会秩序維持に万全を期します。 ○箱根火山の噴火の…。その他、大涌谷、早雲山、…では噴気活動が継続しています。 ○気象庁では、箱根山の噴火警戒レベルを「1(活火山であることに留意)」(平成28年10月1日現在)としており、気象庁、県温泉地学研究所等において監視・観測が行われています。最近では平成27年に箱根山でごく小規模な噴火が発生し、約4ヶ月にわたり、約300回の箱根を震源とする有感地震が観測されています。	意見のとおり修正。	横浜地方気象台
2-2(1) <風-7>	○県は、保安林内の山地災害危険地区について、災害発生の危険性の高いところから計画的に治山工事を進めます。	○県は、山地災害の危険性の高い保安林指定地から計画的に治山工事を進めます。	意見のとおり修正。	神奈川県 環境農政局 総務室

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する関係機関意見】

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱	関係機関
2-2(2) <風-7>	○県は、水源地域の森林において、水源かん養機能の向上を図るため、水源の森林づくり事業を行進めます。	※二宮町では水源の森林づくり事業を行っていないいため削除。	意見のとおり削除。	神奈川県 環境農政局 総務室
2-6(1) <風-10>	○県は、…。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入、既存住宅の移転促進等の対策を行います。	○県は、…。さらに、ある区域を土砂災害特別警戒区域に指定することにより、住宅等の新規立地の許可制の導入、建築物の構造の規制等の安全対策を行います。	意見のとおり修正。	神奈川県 国土整備局 砂防海岸課
2-6(2) <風-10>	(2)急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止	(2)急傾斜地崩壊危険区域の災害防止	意見のとおり修正。	神奈川県 国土整備局 砂防海岸課
3-11(1) <風-28>	○県は、…。町は県の指定する第一次路線緊急輸送道路を補完するものとして、第二次路線緊急輸送道路を指定しています。	※緊急輸送道路との区別 (総-23への意見と同じ)	○県は、…。 ○町は、位置づけた第二次緊急輸送道路を運営する路線の、緊急輸送道路への指定に向けた取り組みを行います。	神奈川県 国土整備局 道路管理課
3-12(1) <風-29>	○災害により電力の供給が停止した場合に備え、非常用発電機装置等の設備や応急復旧資機材の整備を進めます。また、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めます。さらに…。	○応急復旧資機材の整備を進めるとともに、原水の高濁度化に備え必要な薬品貯蔵に努めます。さらに…。	意見のとおり修正。	神奈川県 企業庁計画課
4-1(1) <風-40>	表)■警報・注意報基準一覧	表)■警報・注意報基準一覧	意見のとおり修正。	横浜地方気象台
4-2(1) <風-43>	○町は、…。また、その配備体制は、「職員初動指針」に基づくものとします。	※（融雪・なだれ）を追加 ※消防の配備が3号配備以外無いことになるが、それで正しいのか？	以下のように修正。 ○町は、…。また、その配備体制は、「職員初動指針」に基づくものとします。 消防部は消防計画の定めによります。	神奈川県 安全防災局 消防課
4-6 <風-50>	○町は、…。指定緊急避難場所及び避難路、土砂災害警戒区域等の所在、…。	○町は、…。指定緊急避難場所及び避難路、土砂災害警戒区域等の所在、…。	意見のとおり修正。	神奈川県 国土整備局 砂防海岸課

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する府内意見】

資料3

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱
目次欄目 二宮町組織	3-9(5) 広域火難体制の強化 3-15(1) 広域応援の受入れ体制等の強化 3-15(3) 応援機関との連携 3-18(2) 町民への防災教育の実施 3-18(4) 学校・社会福祉施設等での防災教育の推進 4-1(1) 地震情報等の収集・伝達 4-3(5) 避難所の運営 4-11(1) 被災者への情報提供 4-14(1) 災害救助法の適用 4-14(2) 災害救助法の適用手続き 5-1(2) 人的資源の確保 5-2(1) 復興に関する調査 5-4(1) 都市復興基本方針の策定 5-6. 生活再建支援(被災者台帳) 5-6(4) 要配慮者対策 5-6(10) 災害救援ボランティアの活動支援 5-7(3) 事業の場の確保 5-7(4) 農林水産業への支援	※非記載組織の追加 ※部署の位置づけの参考が必要 出納課、議会事務所・選舉管理委員会・監査委員事務局 職員初動指針等と照らし、再度位置づけ。	意見のとおり修正。
目次欄目 地震	3-9(5) 広域火難体制の強化 3-15(1) 広域応援の受入れ体制等の強化 3-17(2) 町民への防災教育の実施 3-17(4) 学校・社会福祉施設等での防災教育の推進 4-1(1) 地震情報等の収集・伝達 4-11(1) 被災者への情報提供 4-14(1) 災害救助法の適用 4-14(2) 災害救助法の適用手続き 5-1(2) 人的資源の確保 5-2(1) 復興に関する調査 5-4(1) 都市復興基本方針の策定 5-6. 生活再建支援(被災者台帳) 5-6(4) 要配慮者対策 5-6(10) 災害救援ボランティアの活動支援 5-7(3) 事業の場の確保 5-7(4) 農林水産業への支援	※部署の位置づけの参考が必要 出納課の位置づけの参考が必要 職員初動指針等と照らし、再度位置づけ。	意見のとおり修正。
目次欄目 風水害	2-8(2) 下水道施設 3-9(5) 広域火難体制の強化 3-14(1) 広域応援の受入れ体制等の強化 3-14(3) 応援機関との連携 3-17(2) 町民への防災教育の実施 3-17(4) 学校・社会福祉施設等での防災教育の推進 4-2(2) 災害発生直後の被害情報の収集 4-6(6) 避難所の運営管理 4-14(1) 被災者への情報提供 4-17(1) 災害救助法の適用 4-17(2) 災害救助法の適用手続き 5-1(2) 人的資源の確保 5-2(1) 復興に関する調査 5-4(1) 都市復興基本方針の策定 5-6(4) 要配慮者対策 5-6(10) 災害救援ボランティアの活動支援 5-7(3) 事業の場の確保 5-7(4) 農林水産業への支援	※部署の位置づけの参考が必要 出納課の位置づけの参考が必要 職員初動指針等と照らし、再度位置づけ。	意見のとおり修正。
<総-5>他	食料 2-1(1) 二宮町域図 <総-15> 2-2(5) 災害対応特殊水槽付ポンプ車 <総-25>	※食糧のままでよいのではないか ※二宮果樹公園区域の変更 ※ラティアン花の丘公園の追加 災害対応特殊水槽付消防ポンプ車	県の指示のため、変更しない。 意見のとおり修正。

【二宮町地域防災計画改訂案(平28.12)に対する庁内意見】

章節 (頁) 〔総-21〕	改訂案	関係機関意見	意見取扱
20 生涯学習センター等種類及び施設名称	※ラディアン花の丘公園	20 生涯学習センター・ラディアン(花の丘公園含む) として対応	
2-1(3) <地-9> 2-1(3) <風-6>	○町は、災害危険が予測される場所の宅地造成工事には、「二宮町宅地開発指導要綱」等に基づき、県の協力を得て指導を行います。	○町は、災害の危険が予測される場所の宅地造成工事には、「二宮町宅地開発指導要綱」等に基づき、県と連携を図りながら適切に指導を行います。	意見のとおり修正。
2-4(2) <地-12>	災害情報共有システム(「アラート」)	ニアラート(災害情報共有システム)	意見のとおり修正。
2-9(1) <地-18>	○民間建築物の・・・、耐震診断の実施、効果的な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努めるとともに、避難経路等の周辺建物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と、既存木造建築物の耐震診断・・・、耐震セミナーを開催します。	○民間建築物の・・・、耐震診断や耐震改修の実施、効果的な耐震補強策の普及や耐震化に関する意識啓発を図るとともに、建替え等の促進に努めるとともに、避難経路等の周辺建物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と、既存木造建築物の耐震診断・・・、耐震セミナーを開催します。	当該箇所については、神奈川県県土整備局からも指摘も含め、以下のとおり修正。 (1)建築物の耐震化等 ○民間建築物の・・・、耐震診断の実施、適切な耐震補強策の普及等、耐震化に関する意識啓発を図ることとともに、建替え等の促進策について検討します。また、町は県と、既存木造建築物の耐震化促進策について検討します。また、町は県と、既存木造建築物の耐震診断・・・、耐震相談会等を開催します。また、町は県と、既存木造建築物の耐震診断・・・、耐震相談会等を開催します。
3-1(3) <地-20> 3-1(3) <風-15>	○県神奈川新聞社・県アール・エフ・ラジオ日本・朝日テレビ ビ神奈川・横浜エフエム放送㈱等の協力のもと・・・	○報道機関等の協力のもと・・・	意見のとおり修正。
3-3(1) <地-21> 3-3(1) <風-16>	広域的な火災防災活動・・・	広域的な火災防災活動・・・	意見のとおり修正。
3-3(1) <地-21> 3-3(1) <風-16>	○消防本部は、大規模災害発生時の対応として、警察、消防、自衛隊などの広域的な応援や・・・	○消防本部は、大規模災害発生時の対応として、消防など の広域的な応援や・・・	意見のとおり修正。
3-7(2) <地-27> 3-7(2) <風-16>	○平常時に・・・、誓約した地区長(自主防災組織)や町関係各課に提供し、要援護者の支援体制の連携強化を・・・	○平常時に・・・、誓約した地区長(自主防災組織)や町関係各課に提供し、支援体制の連携強化を・・・	意見のとおり修正。
3-8(2) <地-30> 3-8(2) <風-25>	(2)高齢者、障がい者等への配慮	(2)要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児等)への支援活動	意見のとおり修正。
3-10(3) <地-32> 3-10(3) <風-27>	○町教育委員会は、・・・努めます。	○町教育委員会は、・・・努めます。また、教職員の研修や 応急処置の技能の習得のための講習会等を実施し、教職員の指導力、対応力の向上を図ります。	意見のとおり修正。

【二宮町地域防災計画改訂案 (H28.12)に対する町内意見】

章節 (頁)	改訂案	関係機関意見	意見取扱
3-18(1) <地-43> 3-17(1) <風-37>	○町民の…防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、…	○町民の…ハザードマップや防災ガイドブック等をわかりやすく作成し、…	意見のとおり修正。
3-18(3) <地-44> 3-17(3) <風-37>	○防災教育を通じて、平常時から…、充実を図ることが必要で、…周知徹底を図るとともに、町は職員の参集・配備・応急活動での配備表等を配布し、災害時の参集・配備・応急活動面を周知し、さまざまな被災場面を想定した訓練…	○防災教育により、平常時から…、充実を図ることが必要であるため、…周知徹底を図るとともに、職員配置表等を配布するなど、災害時の参集・配備・応急活動での役割も周知します。また、さまざまな被災場面を想定した訓練…	意見のとおり修正。
4-1(1) <地-48> 6-4(2) (地-115)	図)■地盤情報等の伝達系統 緊急伝達システム	削除	意見のとおり修正。
4-1(4)(2) <地-51> 4-2(3)(5) <風-45>	○災害対策組織に…防災担当部署長に提出します。 ○日直者（警備員）は…、直ちに防災担当部署長へ電話…	※防災担当部署長の表記 防災担当部長・消防署長	以下のとおり修正。 防災担当部署
4-3 <地-54>	○町は、… ○町民は、…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができない。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを要するものではないため、変更なし。
4-3(1) <地-55> 4-6(1) <風-51>	表)■警戒区域の設定権者 消防法 28 条第 1 項 消防法第 36 条第 7 項	消防法 28 条第 1 項の削除 消防法第 36 条第 8 項	神奈川県安全防災局消防課からの指摘も含め、以下のとおり修正。 消防法 28 条第 1 項の削除 消防法第 36 条第 8 項
4-5(2) <地-64>	表)■食料配布に関する事項 搬送	※物資部はない 搬送 り搬送に使用する車両は、庁用車と神奈川県トラック協会等の民間事業者の車両を借り上げ 搬送者への被災者への炊出しあり 備蓄食料と飲料を出し配布	現計画では組織部署や初動指針に示される部署を記載していたが、機構改革により組織名が変更となるケースが今後も発生する可能性があるため、改訂案においては、細目次を過度するとともに、本文中への組織名柄は權力なくす方向で整理。よって、組織名稱をなくすことで対応。なお、地域防災計画は、本町の防災のマスター プランであり、具体的の運用等は職員初動指針等に対応する。
4-9(1)～(5) <地-74> 4-12(1)～(6) <風-70>	(1)上水道施設 (4)ガス施設	(1)～(5)全てで、(1)町民等への広報」の記載があるため、広報部が記載されている。応急復旧活動は全てに広報部が行うため、広報はは切り離し、3 章の各施設の管理者が行うため、広報はは切り離し、3 章の応急復旧対策のようない(6)広報体制としたらどうか？	4 章は応急復旧活動の節であり、各施設により町民等への広報主体が異なるため、変更しない。
5-4 <地-96>	○被災した… ○市街地復興… ○さらに… ○特に市街地の…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけをい。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを要するものではないため、変更なし。
5-5 <地-98>	○都市基盤施設の復興は、…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけをい。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを要するものではないため、変更なし。

【二宮町地域防災計画改訂案(H28.12)に対する庁内意見】

章節 <頁>	改訂案	関係機関意見	意見取扱
5-6 <地-99>	○被災者の生活復興は、… ○また、被災者等の… ○さらに、居住地以外… ○また、必要に応じて…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-7 <地-105>	○地域経済の状況は、…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-7(1)(3) <地-105> 5-7(1)(3) <風-97>	○県では、…商談会等を実施する計画です。	○県では、…商談会等の実施を検討します。	当該節の前段文と同様記述とし、以下のとおり変更。 ○県では、…商談会等を実施します。
3-10 <風-27>	(未掲載)	(6)保育所等の防災対策 を追加	意見のとおり修正。
4-6 <風-50>	○町は、… ○町民は、…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-4 <風-88>	○被災した… ○市街地復興の決定… ○さらに、市街地の防災性の向上… ○特に市街地の復興は…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-5 <風-90>	○都市基盤施設の復興は…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-6 <風-91>	○被災者の生活復興は、… ○また、被災者等の… ○さらに、居住地以外… ○また、必要に応じて…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。
5-7 <風-97>	○地域経済の状況は、…	※段落に分かれていないため、部署の位置づけができる。 い。	当該節の前段文としての記載であり、部署の位置づけを 要するものではないため、変更なし。